



総 コ 推 第 2 8 号  
平成 2 9 年 5 月 3 0 日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 道 上 達 也 様

枚方市長 伏 見 隆 

諮問第 5 8 9 号

障害福祉システムに係る特定個人情報の電算処理項目の追加について（諮問）

障害福祉システムにおいて、下記の特定期間情報を追加して電算処理したいので、枚方市特定個人情報保護条例第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により諮問いたします。

## 記

### 1 目 的

地方自治法及び大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき、現在大阪府が所管している精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」といいます。）の交付事務のうち、手帳発行及び障害年金受給状況の照会に係る事務が平成 2 9 年 7 月から本市に権限移譲されます。（※交付事務のうち、申請の受付等、一部の事務については、既に本市において、障害福祉システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行っています。なお、本システムにおける個人情報の電算処理については、平成 2 3 年 2 月 2 2 日付け諮問第 3 2 8 号により、本システムにおける電算処理項目への個人番号の追加については、平成 2 7 年 5 月 2 6 日付け諮問第 4 8 3 号により、それぞれ貴審議会に諮問し、異論のない旨、答申を得ています。）

手帳の申請には、診断書か障害年金の年金証書を添付する必要があります。今回の権限移譲により、これまで大阪府が行っていた日本年金機構等に対する障害年金の受給状況の照会を本市で行うことになることから、年金証書を添付して行う申請については、手帳の交付に要する期間を短縮できます。障害年金の受給状況を照会するに当たって、手帳申請者が加入している年金団体や年金番号等を把握する必要があることから、当該情報について、本システムで管理する必要があります。

また、手帳の発行を行う機関は、手帳の交付件数や交付の原因となった疾患件数等、手帳の交付状況を国へ報告することとなっています。その集計を行うため、報告項目のうち、現在本システムで電算処理していない項目（疾病コード）については、新たに電算処理を行う必要があります。

本諮問は、これらのことにより、電算処理する特定個人情報の項目を追加することに対応するものです。

### 2 追加して電算処理する特定個人情報の項目

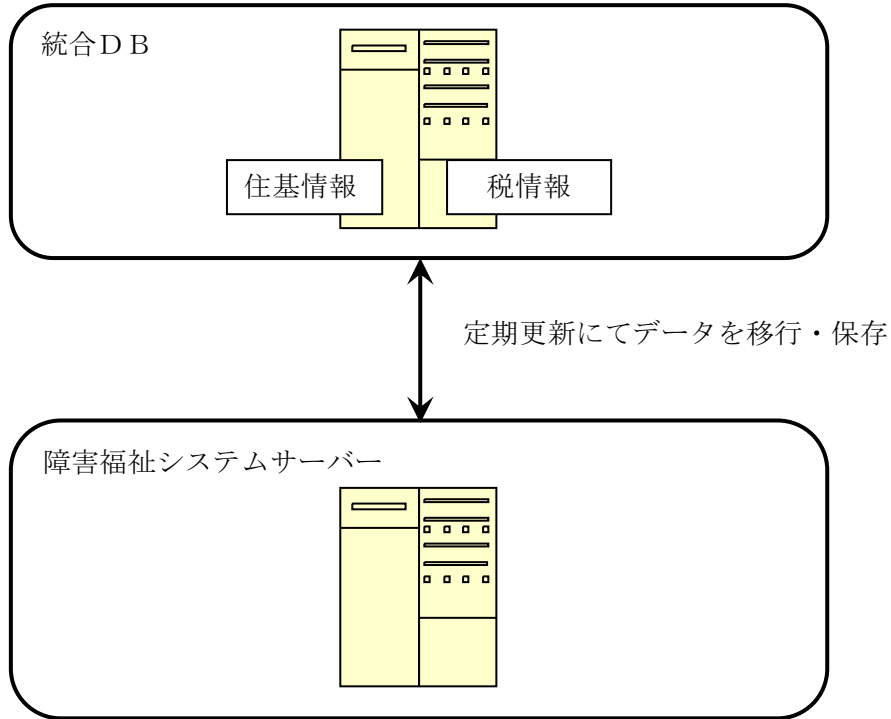
障害年金の種類、等級及び番号並びに疾病コード。

### 3 特定個人情報の保護体制

情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。

イメージ図（フロー図）

●情報推進課 サーバー室



●障害福祉室

